

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) [略]	[略]
	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(5) [略]	[略]
	(6) 一酸化炭素	6ppm以下であること。
	(7)～(9) [略]	[略]
[略]		

2 [略]

第2～第4 [略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1) [略]	[略]
	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(4) [略]	[略]
[略]		

2 [略]

第6 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

改正前

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) [略]	[略]
	(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(5) [略]	[略]
	(6) 一酸化炭素	10ppm以下であること。
	(7)～(9) [略]	[略]
[略]		

2 [略]

第2～第4 [略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1) [略]	[略]
	(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(4) [略]	[略]
[略]		

2 [略]

第6 [略]